

第4章 障がい者が自立し社会参加できる福祉社会の推進

第1節 障がい者の自立と社会参加の促進

- 1 障がい者が暮らしやすい社会づくり
- 2 利用者本位の支援の推進
- 3 総合的な療育体制の整備
- 4 多様な教育機会の確保
- 5 施設サービスの充実

第2節 障がい者の地域生活移行の促進

- 1 日常生活を支えるサービス基盤の確保
- 2 就労の支援
- 3 地域交流と文化・スポーツ活動等の促進

第1節 障がい者の自立と社会参加の促進

1 障がい者が暮らしやすい社会づくり

現状と課題

1 ノーマライゼーションの理念

障がいのある人となない人が互いに認め合い、活動する社会、すなわち「ともに生きる社会」づくりの根底にノーマライゼーションの理念を置いています。障がい者の自立と社会参加を妨げる差別や偏見といった「心の壁」を取り除くことがノーマライゼーションを普及させるためには不可欠です。

この「心の壁」は、人の内面に存在するものであるため取り除くことは容易ではありませんが、成熟した社会の形成に向けては、障がいのある人もない人もお互いに認め合い、支え合っていくことが重要であるという認識の下、障がい者やその障がいの特性に対する正しい理解を促進していくことが障がい者福祉の原点です。

2 障がい者に対する正しい理解の普及啓発

作文やポスターの募集などを通じて障がい者について正しい理解を持てるよう啓発活動を行ってきましたが、日常の暮らしの中で、お互いに協力しながら障がい者の自立や社会参加、そして社会復帰を支援していくため、今後あらゆる機会をとらえて積極的に障がい者への正しい理解を促進していく必要があります。

3 障がい者との交流活動の促進

学校や地域の様々な場において、障がいのある人となない人の交流により、障がいのある人に対する理解を促進しようとする活動が行われていますが、今後も交流活動の促進を図っていく必要があります。

4 障がい者の人権尊重の促進

意思の表明や伝達等が十分にできない障がい者は、人権が侵害されやすい状況におかれています。そのため、入所施設や病院等集団生活の場における利用者及び患者の人権侵害を防止するために、人権を守る仕組みを確立する必要があります。

また、在宅障がい者の権利擁護についても、今後対応策の検討を進めていく必要があります。

施策の方向

1 啓発活動の推進

障がい者に対する正しい理解を促進するため、「障害者週間」の周知や、障がいのある人とない人とが触れあう機会としての各種イベント開催への支援などを通して広報・啓発を展開するとともに、障がい者団体等が行う啓発活動を支援します。

2 学校・地域での福祉体験・福祉教育の推進

学校や地域において行われる福祉体験活動や、障がい者との交流活動等の情報提供を通して、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

3 障がい者の人権尊重の促進

入所施設等集団生活の場における利用者の人権擁護のため、研修等の実施により施設職員等の職業倫理の高揚を図るとともに、苦情解決制度の体制整備や、福祉サービスの第三者評価の促進に努めます。

また、精神科病院に入院中の患者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化に努めるとともに、入院者等の適正な処遇の確保を図るため、病院・施設等に対する指導の充実に努めます。

さらに、障がい者の社会参加を制約することとなる各種の制限や、各種施設の利用制限等の解消を促進します。

第1節 障がい者の自立と社会参加の促進

2 利用者本位の支援の推進

現状と課題

1 利用者本位の支援の推進

障がい者の意向を尊重し、一人一人のニーズに応じた福祉サービスを提供するためには、利用者への情報提供と相談支援体制の整備が不可欠です。

今後は、障がい者への基礎的な支援機能は、市町村が担っていくこととなりますが、統一的なアセスメントや障害程度区分の認定など、新たにケアマネジメント制度が導入されることから、その適切な運用に努めるとともに、相談支援や認定調査、支給決定に従事する職員等の資質向上を図っていく必要があります。

また、複数のサービスを利用したり、長期の入所（入院）から地域へ移行するときなど継続的な支援を必要とする障がい者を対象に、サービス利用の計画作成などを行う支援制度の普及も図っていく必要があります。

施策の方向

1 障がい者のニーズに応じた情報提供機能の整備

障がい者が適切な福祉サービスを選択できるよう、ホームページや点字・録音図書などによる情報の提供や手話通訳派遣等によるコミュニケーション支援を行うとともに、聴覚障がい者への情報提供を円滑に行えるよう聴覚障がい者情報提供施設の整備を進めます。また、手話通訳の派遣が円滑に行えるようその養成に努めます。

2 身近な地域での総合的な相談支援機能の整備

障がい者が自ら望む地域に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、ケアマネジメント制度に基づいて行われる地域の相談支援に対して、市町村や県が設置する自立支援協議会による調整・指導を通じて、その適切な実施に努めるとともに、障がい福祉サービス等の給付に当たり、障害程度区分認定に係る調査や、サービス利用計画の作成に従事する職員等への研修を実施し、その資質向上を図ります。

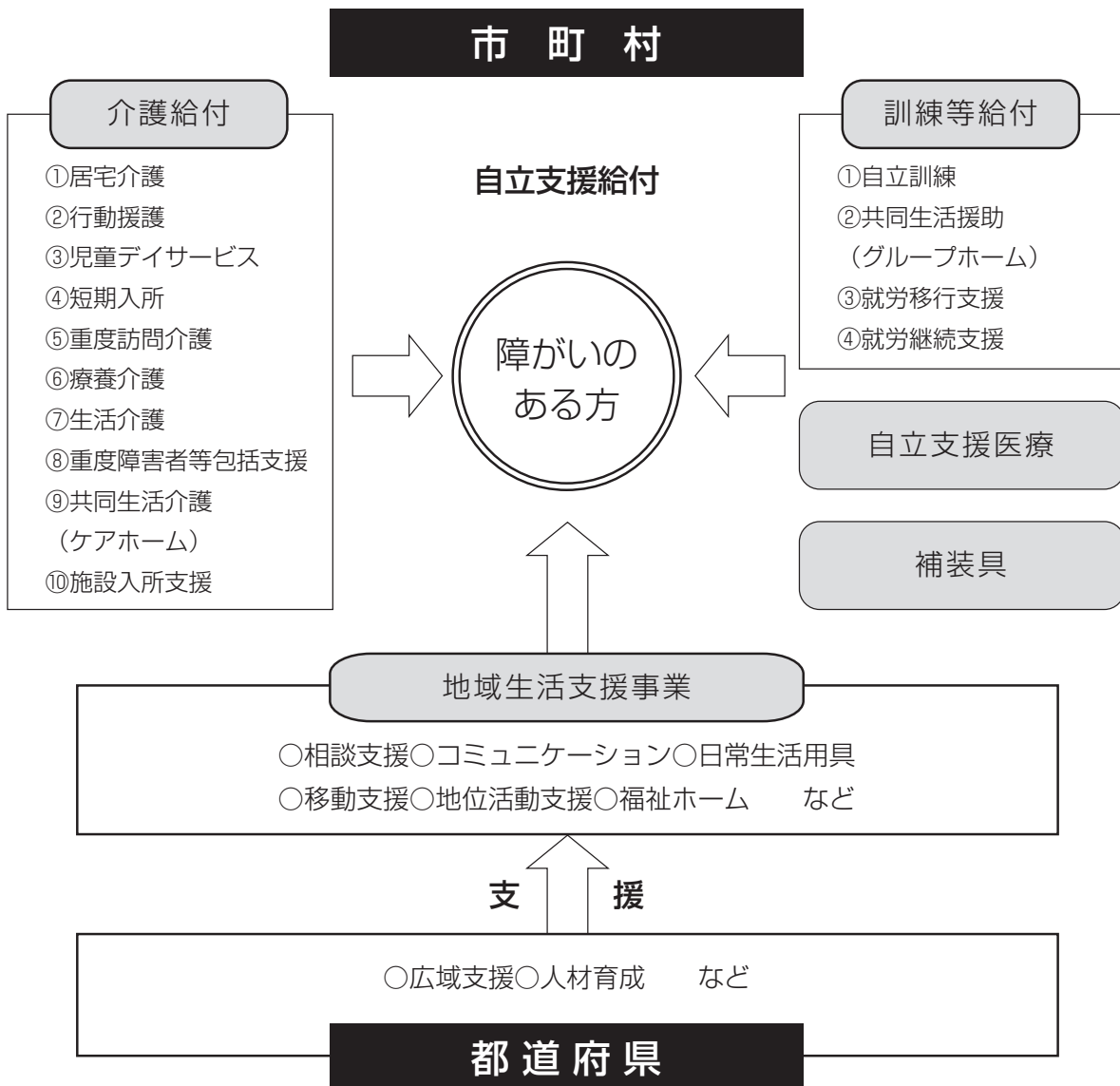
さらに、就労を希望する障がい者への生活面の支援や、発達障がい者のライフステージに応じた支援など、個別のニーズに応じた専門性の高い相談支援などについても、相談機能を拡

充し、市町村と専門的な相談支援機関が連携して支援する体制の充実を図ります。

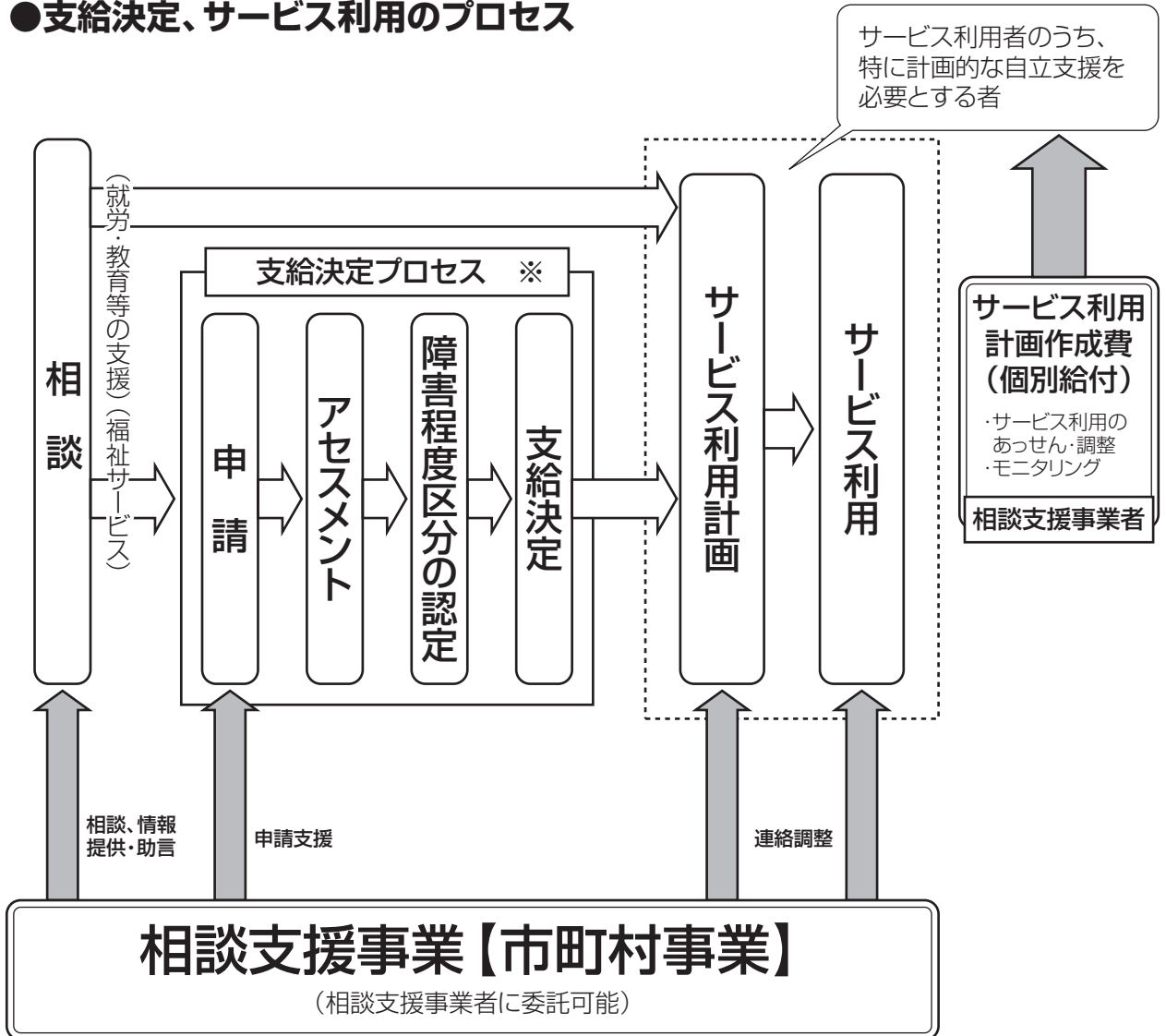
3 障がい当事者による支援

障がい者が自らの体験に基づき、他の障がい者への相談支援を行うピアカウンセリングの充実を図るとともに、各種障がい者団体の活動を支援します。

●障がい者自立支援法に基づくサービスの体系



●支給決定、サービス利用のプロセス



※支給決定事務の一部(アセスメント等)について、市町村から相談支援事業者へ委託可能。

●具体的目標 (数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
ケアマネジメント従事者養成研修受講者数	48人	867人	1,046人	障がい者やその家族を総合的・継続的に支援するため、適切なケアマネジメントの推進を図ります。

第1節 障がい者の自立と社会参加の促進

3 総合的な療育体制の整備

現状と課題

1 疾病・障がいの早期発見・早期治療・早期療育

疾病・障がいの早期発見、早期治療を行うため、乳幼児健康診査の未受診者の受診勧奨及びフォロー体制を充実するとともに、聴覚障がい児の早期発見、早期治療及び早期療育のため、新生児聴覚検査体制の充実を図る必要があります。

2 ライフステージに応じた支援

現在の障がい児(者)に対する支援については、乳幼児から就学、学校卒業後の進路決定まで、保健、医療、福祉、教育、労働の分野別に行われていることから、これらの連携システムを構築し、ライフステージに応じた一貫した支援を行うことが必要となっています。

3 障がい児療育の充実

各療育圏における療育の充実を図るとともに、療育を担う医療機関や施設が不足している療育圏においても適切な療育が受けられるよう、各療育圏に応じた機能分担と連携により療育体制の充実を図る必要があります。

4 発達障がいへの支援

これまで十分な支援の対象とされていなかった広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)等への支援を行う必要があります。

施策の方向

1 早期発見・早期治療・早期療育の推進

乳幼児健康診査をはじめ、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査により、疾病・障がいの早期発見、早期治療及び早期療育を図ります。

2 地域における療育体制の充実

児童デイサービス事業の空白地域の解消を図るとともに、継続的な療育相談などを行う専任のコーディネーターの配置を促進し、療育基盤の整備等、地域における療育体制の充実を図ります。

また、県全域を対象とする総合的な療育体制の拠点として、総合療育センターの児童福祉施設及び病院としての機能を充実し、利用児童の治療・訓練・生活指導等の総合的な強化に努めるとともに、各療育圏の療育機関に対する指導の一層の充実を図ります。

さらに、肢体不自由児施設の空白地域においても、総合療育センターと地域の医療機関の連携により、肢体不自由児が適切なリハビリテーションを受けられる体制を整備します。

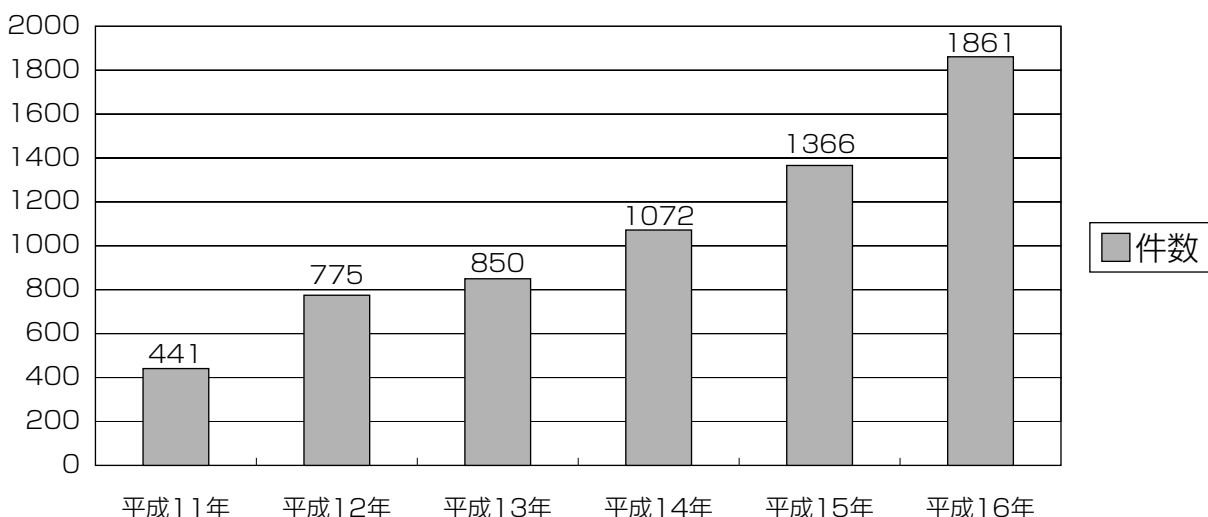
3 関係機関との連携による個別の支援

障がいのある子どもを生涯にわたって支援する観点から、保健、医療、福祉、教育、労働等の各分野の機関が連携できるシステムを構築し、県内どこにいてもそれぞれの障がいに最適なサービスの提供や支援を受けられる体制の充実を図ります。

4 発達障がい児(者)への支援の充実

発達障がい者支援センターを整備し、発達障がい児(者)及びその家族等に対する支援を行うとともに、地域の療育機関等とのネットワーク化を図り、発達段階に応じた指導、訓練などを受けられるよう、総合的な支援体制づくりを進めます。

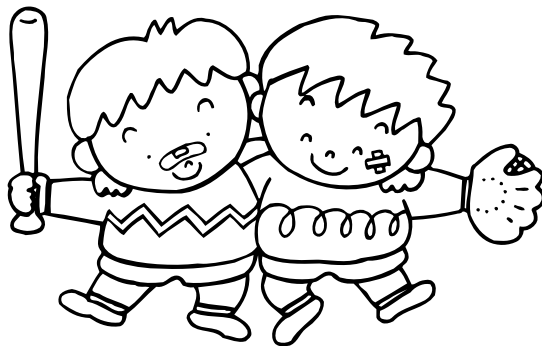
●障がい児(者)地域療育相談件数



資料：障がい者支援グループ調べ

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
障がい児(者)地域療育相談件数	441件	1,861件	2,500件	身近な地域で障がい児やその家族が相談できる体制づくりを進めます。



第1節 障がい者の自立と社会参加の促進

4 多様な教育機会の確保

現状と課題

1 障がいのある子どもたちへの教育の充実

学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)、高機能自閉症等を含め、障がいのある子どもたちが一人ひとりの教育ニーズに応じて、適切な教育的支援を受けることができるように、教育の場の確保と、きめ細かい指導をより一層充実させることが必要です。

また、障がいのある子どもを生涯にわたって支援するため、関係者や機関が連携を図り、必要な支援環境を整備することが必要です。

2 地域に開かれた教育の推進

障がいのある子どもたちとない子どもたちのより一層の相互理解を促進するため、学校や地域において共に学ぶ機会の拡充に努め、地域に根ざし地域の中で共に学ぶ教育を推進することが必要です。

3 進路指導の充実

障がいのある子どもたちがその能力に応じて自立し、社会参加を図るためには、盲・聾・養護学校の小・中・高等部の連携による一貫した継続的な指導を行うとともに、高等学校・福祉・労働機関との連携を図りながら情報の収集や職域拡大に努めるなど、職業教育や進路指導の充実を図ることが必要です。

施策の方向

1 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導

特別な支援を必要とする子どもたちがその能力を最大限に発揮して、主体的に生きる力をも身につけられるよう、一人ひとりの状態に応じた指導内容・方法のより一層の充実を図るとともに、共に学ぶ環境づくりの充実に努めます。

2 保健・医療・福祉・労働と連携した教育の推進

(1) 乳児期から卒業後までの教育相談体制の充実

教育と保健・医療・福祉・労働機関等が一体となって、乳幼児期から学校卒業後まで、

障がいのある子どもやその保護者等に対する相談及び支援体制の充実に努めます。

(2) 医療的ケア支援体制の充実

障がいの重度・重複化に対応するため、保健・医療・福祉機関等との連携を図り、盲・聾・養護学校への保健・医療スタッフの配置や医療器具等の整備など、医療的ケア支援体制の充実に努めます。

3 地域に開かれた教育の推進

(1) 地域の特別支援教育に関するセンター的機能の充実

盲・聾・養護学校の教職員の持つ専門性や、障がいに応じた施設・設備を生かして、地域の保育所・幼稚園・小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者及び指導にあたる教員等への支援に努めます。

(2) 交流及び共同学習等の推進

障がいのある児童生徒とない児童生徒との交流及び共同学習を推進するとともに、障がいのある児童生徒が居住する地域の児童生徒や住民とのふれあい、自然体験・社会体験ができる機会の拡充に努めます。

4 進路指導の充実

障がいのある生徒が社会の一員として主体的に活動し、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を持つとともに、福祉・労働機関等との連携の下、職業教育や進路指導の充実に努めます。

5 多様な学習機会の確保

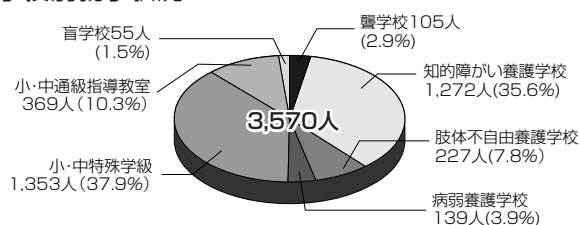
(1) 小・中・高等学校における障がいのある児童生徒や学習障がい児等に対する教育の充実

小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍する障がいのある児童生徒及び学習障がい児、注意欠陥/多動性障がい児等の特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の充実に努めます。

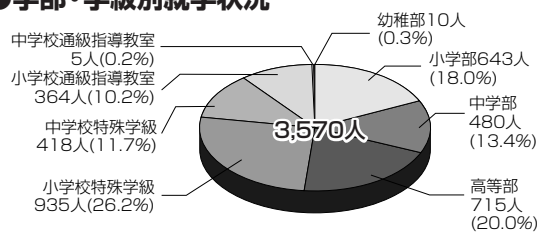
(2) 病気療養中の児童生徒の教育機会の拡充

病気療養児に対する教育機会を確保するため、病状や病院の実態に応じた適切な連携による教育機会の提供・拡充を図ります。

●学校別就学状況



●学部・学級別就学状況



※市立・国立を含む。高等部には専攻科を含む。資料：福島県の養護教育

第1節 障がい者の自立と社会参加の促進

5 施設サービスの充実

現状と課題

1 利用者ニーズへの対応

支援費制度の導入以来、障がい者自らが福祉サービスを選択して利用できるようになり、また地域生活への移行という大きな流れの中で、利用者ニーズも変化してきており、とりわけ在宅サービスへのニーズが高まってきています。障害者自立支援法の成立により、こうしたニーズはますます高まることが予想されるため、通所型の施設サービスを中心に、身近な地域でサービスを利用できるよう、その整備を進めていく必要があります。

また、障がい者の高齢化や重度・重複化に伴い、そのニーズに合ったサービスを提供していく必要があります。

さらに、利用者本位のサービス提供のため、その質の向上が求められています。

2 地域生活移行への取組み

障がい者の地域生活への移行促進という大きな流れを、障害者自立支援法の新しいサービス体系の中で具現化していく必要があります。そのためには、障がい者の地域生活を支援する体制づくりとサービス提供基盤の充実を図っていく必要があります。

また、入所施設においても、地域生活を意識した実践的で多様な取組みを行う必要があるとともに、入所施設・通所施設・在宅福祉サービス間での連携を図る必要があります。

施策の方向

1 地域生活移行に向けた支援の充実

障がい者が地域生活へスムーズに移行できるよう、身近な地域での相談支援体制の強化を始め、日中活動の場の整備促進やその訓練・指導機能の充実などを図りながら、移行しやすい環境づくりに努めます。

また、入所施設が行う地域生活体験事業や関係機関との相互連携など、地域生活移行に向けた実践的な取組みを支援し、その促進を図ります。

2 サービス提供体制の充実

障害者自立支援法による居住と日中活動の分離など、新たな事業体系に対応した施設機能の再編を支援していきます。

また、圏域ごとに障がい福祉サービスのニーズを的確に見込みながら、市町村との連携のもとに障害福祉計画を策定し、障がい者の自立と社会参加のためのサービス提供体制の充実に努めます。

3 施設サービスの質の向上

施設利用者のプライバシーに配慮し、個人が尊重された暮らしができるような快適な生活・活動環境を確保するため、老朽施設の計画的な改修を促進し、快適な居住環境の確保に努めます。

また、障害者自立支援法に基づき、サービスが利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じて効果的に提供されるよう、福祉サービス事業者による自己評価の実施を徹底し、サービスの向上を図ります。

第2節 障がい者の地域生活移行の促進

1 日常生活を支えるサービス基盤の確保

現状と課題

1 障がい者の在宅サービスの充実

障がい者が地域の一員として、地域とともに生活をしていくためには、ニーズに合った在宅生活支援のサービスを受けられることが必要であり、ホームヘルプサービス、ショートステイなどの福祉サービスの一層の充実や日中活動の場の整備が必要とされています。

2 地域生活移行への支援

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者本人が暮らしたいと望む地域において、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現する地域生活移行を促進していくことが障がい者福祉の大きな柱であり、その実現のため関係機関との連携を図り、支援策を展開していく必要があります。

また、障がい種別を越えたサービスの一元化に対応した新しいサービス制度の理解や普及に努めるとともに、新たな施設や事業体系への適切な対応を図っていく必要があります。

3 経済的な支援

重度心身障がい者医療費の助成等を通じて、障がい者の健康保持と福祉増進に努めてきていますが、今後も医療費の自己負担の軽減等により、障がい者に対する経済的な支援を行っていく必要があります。

施策の方向

1 在宅サービスの確保・充実

障がい者の在宅での生活を支援し、家族介護者の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスの充実を図り、空白市町村の解消に努めます。

また、市町村ごとに、在宅の障がい者が創作や生産などの日中活動の場を行う地域活動支援センターの整備促進を図るとともに、就学前の障がい児等に対し、通園による療育を行うため、児童デイサービスの充実を図ります。

さらに、障がい保健福祉圏域ごとに短期入所（ショートステイ）可能施設数の充実を図り、利用者の支援はもとより、その家族の介護の負担軽減にも努めます。

2 地域生活移行への支援体制の整備

地域生活へ移行する障がい者や在宅の障がい者への相談支援を始め、日常生活における様々な支援を行う体制づくりを市町村を中心に関係機関の連携の下に進めます。

また、障がい者の地域生活移行を支援するため、障がい保健福祉圏域ごとにグループホーム等の整備を促進します。

3 各種サービス制度の普及促進

障がい者に関する様々なサービスの提供が適正に受けられるよう、身体障害者手帳等、各種手帳制度の普及と取得の支援に努めます。

また、障がい者の日常生活や社会参加を行いやすくするため、補装具の給付・修理や日常生活用具の給付・貸与を促進します。

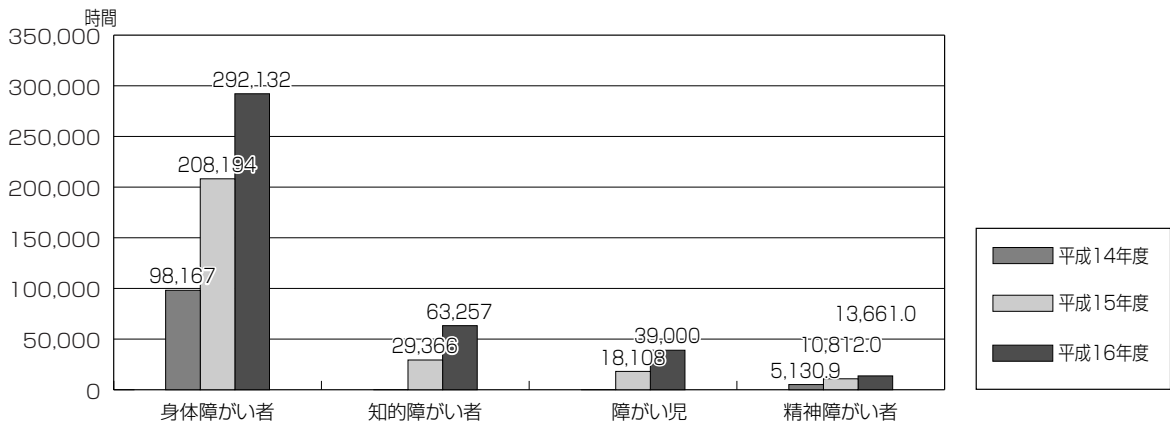
さらに、外出を支援するサービスの普及及びガイドヘルパーの養成やホームヘルパーの資質向上を図るとともに、身体障がい者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成・貸与を行います。

なお、障害者自立支援法による新たな施設・事業体系に対応したサービス提供体制の再構築を図り、その普及促進に努めます。

4 経済的支援の推進

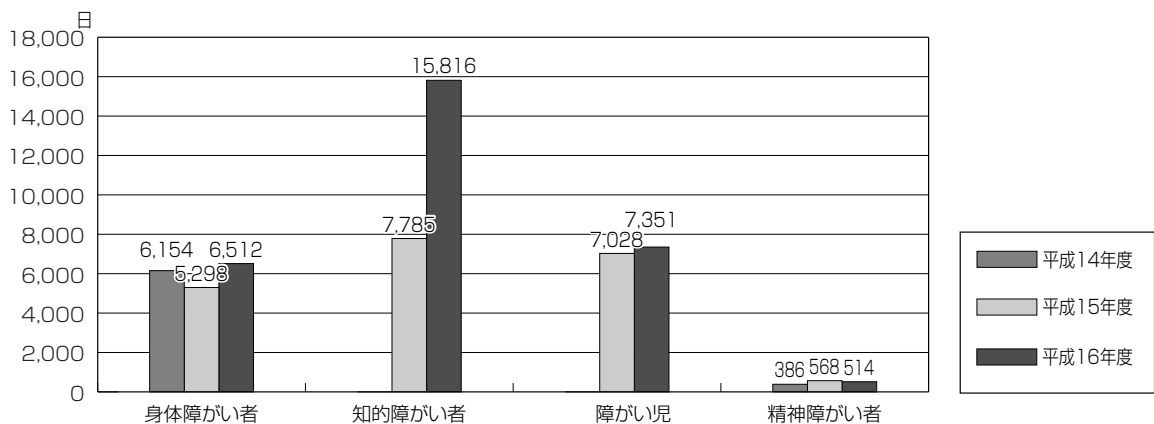
重度心身障がい者の医療費の自己負担の軽減や日常使用する衛生機材等の給付により経済的な支援を行います。また、精神障がい者の精神的及び経済的負担の軽減を図り、社会参加をより積極的に進めるため、精神障害者保健福祉手帳所持者に対する支援策の拡充に努めます。

●障がい者(児)居宅介護利用時間数(年度末実績/中核市を含む)



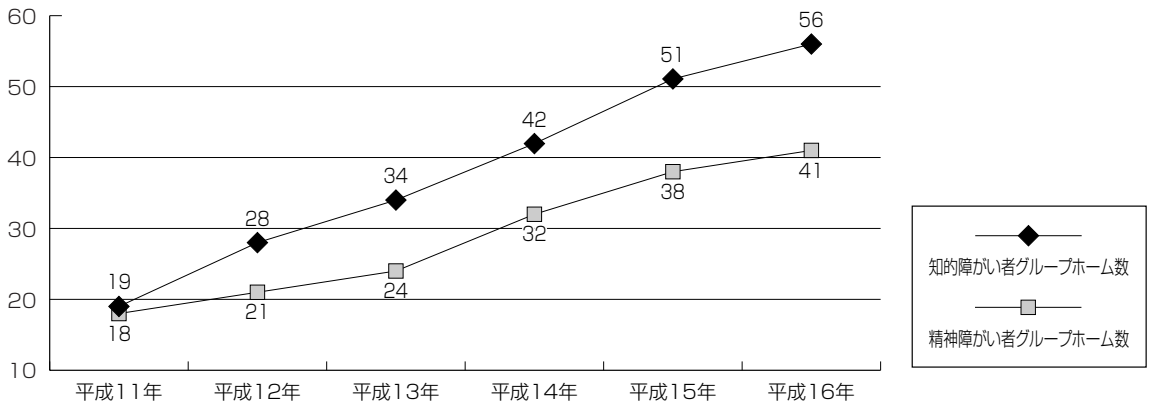
注：知的障がい者及び児童は平成15年度から分割された。平成14年度の実績は合わせて11,505時間。

●障がい者(児)短期入所利用延べ日数(年度末実績/中核市を含む)



注：知的障がい者及び児童は平成15年度から分割された。平成14年度の実績は合わせて7,772日。

●知的障がい者・精神障がい者グループホーム数(年度末実績/中核市を含む)

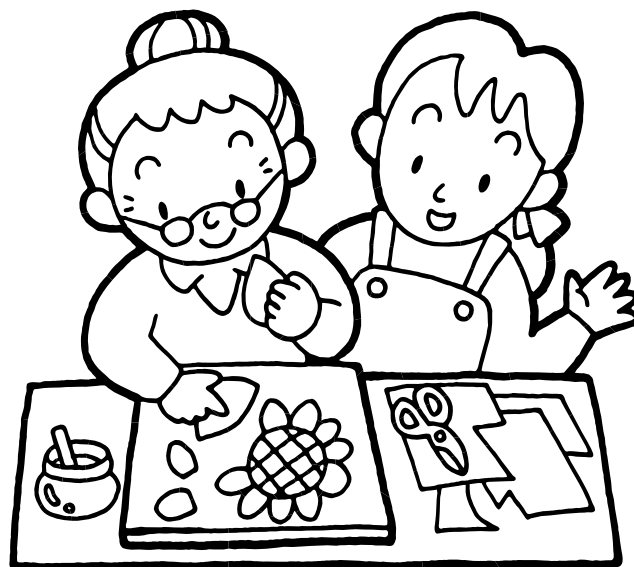


注：知的障がい者グループホーム数には、知的障がい者地域生活ホーム数を含む。

資料：障がい者支援グループ調べ

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
障がい者に対するホームヘルプサービス実施市町村の割合	45.6%	83.5%	100%	市町村の在宅福祉サービスの充実を図ります。
グループホーム(知的・精神)・福祉ホーム(精神)入居者数	—	477人	1,186人	日常生活を支えるサービス基盤の確保に努めます。



第2節 障がい者の地域生活移行の促進

2 就労の支援

現状と課題

1 雇用機会の拡大

経済環境が変化し、障がい者を取り巻く雇用環境が厳しさを増している中、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく県内企業の障がい者実雇用率は、平成17年6月1日現在で1.47%と、全国平均の1.49%を下回り、依然として法定雇用率1.8%を達成していない状況となっています。障がい者実雇用率については、産業間の格差が大きいものとなっていますが、今後とも事業主等に対し障がい者雇用に関する一層の普及啓発を図りながら、障がい者の意欲と能力に応じた雇用の場の確保と職業生活における自立を促進する必要があります。

2 自立に向けた就労支援

障がい者の社会参加の進展により、就業に対する意欲が高まっていることから、就業機会を拡大し、職業的自立を図っていくことが課題となっています。

そのため、個別のプログラムに基づき一定期間の訓練により一般企業での就労を目指す就労移行支援と、継続的に就労の機会を提供する就労継続支援を促進していく必要があります。

3 多様な就労機会の確保

障がい者の自立と社会参加のために、授産事業の果たしてきた役割は大きなものがあります。障害者自立支援法により、授産施設等は新しい施設体系へ移行することとなりますが、今後も、通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者に対し、就労に必要な知識や能力の向上を図る就労継続支援施設や小規模作業所など、多様な就労の場を確保していく必要があります。

施策の方向

1 障がい者雇用の促進

障がい者の就業・生活支援に実績のある社会福祉法人に委託して設置している「県障がい者就業サポートセンター」において、障がい者の就業相談や求人情報の提供を行うとともに、就職から職場定着に至るまで関係機関が実施している各種支援策のコーディネートや障がい者に対する職場適応訓練事業を実施することにより、障がい者の雇用を推進します。

また、障がい者の家族や事業主からの相談に応じるとともに、就職後の職場定着についての継続したフォローを行うことにより、障がい者の職業の安定を図ります。

さらに、障がい者雇用に関する事業所に対する各種支援制度の普及・啓発や、優良事業所の顕彰により、事業所における障がい者の雇用を促進します。

2 就労支援の促進

障がい者の意欲と能力に応じた就労が可能となるよう、これまでの授産施設等から、就労移行支援や就労継続支援のための施設への円滑な移行を促進します。

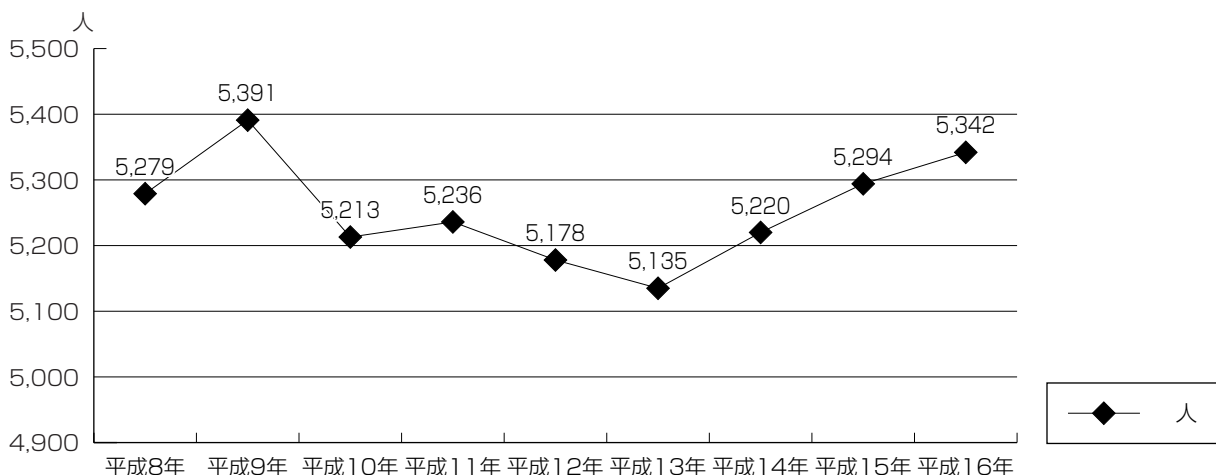
また、身近な地域でこれらの支援を受けられるよう、通所可能な範囲を考慮しつつ、障がい保健福祉圏域ごとに、こうした支援施設の整備を促進します。

さらに、就労移行支援施設と「障がい者就業・生活支援センター」「県障がい者就業サポートセンター」の連携により、一般企業への就業を目指す障がい者に対する支援の充実を図るとともに、通勤等が困難な障がい者の情報通信技術を活用した在宅勤務や、障がいの状態に応じた短時間勤務、隔日勤務等、多様な形態の就労を促進します。

なお、小規模作業所については、引き続き受注の確保や製品の販路拡大等により、運営の安定化と利用促進を図るとともに、障害者自立支援法による日中活動の場の施設体系の再構築の中で、可能なところから、就労移行支援や就労継続支援施設、さらには市町村における地域活動支援センター等への移行を促進していきます。

また、授産事業支援センターの活動の充実により、新製品の開発や技術支援、共同受注システムのネットワーク化等を促進します。

●就業している障がい者数



資料：福島労働局調べ

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
就業している障がい者の数	5,236人	5,342人	6,300人	ともに生きる福祉社会の実現に向けて、障がい者の雇用を促進します。
福祉的就労者数(授産・通所授産・小規模作業所の定員数[身体・知的・精神])	1,795人	2,959人	3,530人	自立を促し、地域生活の質の向上を図るため、身近な地域に福祉的就労の場を整備します。

3 地域交流と文化・スポーツ活動等の促進

現状と課題

1 地域との交流の促進

これまでの障がい者福祉では、郊外に施設等が立地され、障がい者と地域住民との交流が少ない状態が長く続いてきました。しかし、障がい者が地域で生活していく上で、障がい者と地域住民とが相互理解を深めることが重要であり、互いに支え合うことができるよう、障がい者と地域住民との交流を進めるとともに、地域と施設との相互理解・交流活動も促進する必要があります。

2 文化・スポーツ活動等の促進

障がい者スポーツ大会やレクリエーション教室等の開催、さらには様々な文化活動を通じて、多くの人との交流や健康増進が図られています。このため障がい者が地域で自立し、積極的な社会参加ができるよう、今後も文化・スポーツ活動等の推進を図っていく必要があります。

施策の方向

1 障がい者と地域住民との交流の促進

障がい者が地域の一員として生活してくために、地域の行事等への障がい者の積極的な参加を促進します。また、相互理解を促進するため、障がい者団体の活動の一環として、地域における様々な団体等との交流活動を促進します。

さらに、地域と施設の相互理解、交流を進めるため、社会福祉施設等における行事や活動への地域住民の参加を促進します。

2 文化活動の促進

障がい者が行う文化活動の推進を図るため、各種講座の開催をはじめ、障がい者福祉施設や小規模作業所等においても多様な活動を取り入れるなど、身近な活動の充実により活動機会の確保に努めます。

また、障がい者の芸術活動を促進するとともに、公共施設等のギャラリーの活用等により、地域での発表会の確保に努めます。

3 スポーツ活動の促進

障がい者スポーツの推進のため、県障がい者スポーツ協会を充実させるとともに、障がい者も楽しめるスポーツを普及するため、スポーツ教室等を開催します。

また、講習会等の開催により障がい者スポーツ指導員の養成に努めるとともに、県障がい者スポーツ指導者協議会の充実により、指導員の資質向上と相互の連携を強化します。

● 具体的目標（数値目標）

項目	計画策定時	現 状	目標年次	説 明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
障がい者スポーツ指導員養成人数	136人	301人	516人	障がい者スポーツの推進のため、障がい者スポーツ指導員の養成に努めます。